

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

基準Ⅳの自己点検・評価の概要

法人は建学の精神および教育理念・目的に沿って運営されている。

理事長は平成25年4月に就任して以来、常任理事に各施設の所属長を加えたメンバーで構成した常任理事会を開催し、各施設の状況把握、情報交換を密にして提案事項を協議するなどして、法人全体を一体化するよう運営している。

学長は、本学の建学の精神に則り、教育研究内容の向上・充実に努め、強いリーダーシップを発揮している。

理事長および学長の管理運営体制に問題はなく、十分リーダーシップが発揮されており、平成27年度は、看護学科の四年制大学移行（平成28年4月）と幼児保育学科講義・管理棟建設（平成27年12月竣工）という本学の二つの大きな計画を実行した。

監事は学校法人光星学院寄附行為（以下、「寄附行為」）に基づいて学外より選出しており、職務を十分認識し、法人の業務および財産に関する監査を適宜実施して、理事会での報告等を行っている。

理事会・評議員会は、私立学校法および寄附行為に基づいて適正に開催されている。

理事・評議員については法人規模に適した人数に削減し、監事を1名増員して監査態勢を強化するなど、平成27年6月から新体制がスタートした。

第三者評価（機関別認証評価）については、平成28年度に「一般財団法人 短期大学基準協会」の第三者評価を受審し「適格」と認定された。

基準IV-A 理事長のリーダーシップ**基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。****(a) 現状**

理事長は、初代理事長が唱えた「神を敬し、人を愛する」という建学の精神および「地域発展の基礎は教育にある」という考えの下、学園の発展にリーダーシップを発揮している。座右の「立体的総合学園構想」では、地域の要望にも耳を傾けながら、教育理念・目的に則った教育活動の展開と時代に沿った改革を推進している。(基準I-A参照)

理事長は、毎年「学院フェスタ」「法人内各学校の教育に関する研究発表会」等を実施し、これまで系列高校主催で行われていた「関東の集い」を大学・短大を含めた規模へ再編成するなど、法人内の事業展開、情報共有、交流等に重きを置いた運営をしている。これらは法人内教育施設8校の教職員だけでなく、園児、生徒、学生、外郭3団体（後援会、同窓会、父母の会）との絆も深め、強い連帯感をもたらしている。地元八戸市出身という強みを活かして、地域での本法人の存在価値を高めている。法人60周年を迎える平成31年を間近に控え、記念式典、記念ミュージカル、記念誌発行、記念モニュメント制作の各委員会を平成27年度に立ち上げ、平成29年度中の実施・完成を目指した活動を指揮している。

平成28年4月には「立体的総合学園構想」に基づく具体的改革方針を打ち出し、本短期大学の大学学部化（名称変更）、ライフデザイン学科の改編等の検討を行い、ライフデザイン学科を平成30年度募集停止とすることを決定した。

寄附行為第3条の「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校を設置」、同第13条の「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」に則り、理事会の開催、評議員会・常任理事会等学校法人の意思決定機関を適切に運営している。決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）については、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経て、評議員会での意見を求めている。理事会の承認を受けた計算書類は教育関係情報を含めホームページにて公開しているほか、閲覧要請に応じられるよう事務室に保管している。

理事会については、寄附行為第12条第2項に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めており、理事長が招集し議長を務め、法人全体の案件を審議している。

また、寄附行為第19条第8号では「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」は評議員会の意見を聞かなければならないと規定しており、第三者評価に対する内容等は、理事会での審議・諮問事項となっている。

学校法人光星学院寄附行為施行細則では、第5条「本法人は、業務を円滑に運営するため、常任理事会を置く」とし、第6条「理事会の議決を必要とする事項にあっても、理事会を招集するいとまがないときは、常任理事会はこれを協議し、専決することができる」、第7条第2項「常任理事会の招集は、理事長が行い、その議長となる」と規定し、案件の迅速な審議の態勢を取っている。

理事数に関しては、本法人の規模に対する適正な定数を検討し、平成26年度に寄附

行為変更認可申請を行なった。平成27年5月31日の任期満了に伴う役員改選で理事を2名減じ、平成28年6月1日からは内部理事5名及び外部理事4名の9名で構成している。内部理事5名は理事長、八戸学院大学長、高等学校長、幼稚園長および法人事務局長である。また、外部理事4名は、弁護士1名、企業経営者2名および法人内高校元校長となっており、いずれも建学の精神を十分に理解し、法人の健全な経営について学識・見識を有している。私立学校法第38条（役員を選任）および学校教育法第9条（校長および教員欠格事由）の規定は寄附行為にそれぞれ掲げており、これを順守している。

平成28年度の理事会の開催状況は次のとおりである。

表IV-A-1 平成28年度 理事会の開催状況

開催日	議案	出席理事数
5月25日	議案第1号 平成27年度事業報告について 議案第2号 平成27年度決算について 議案第3号 諸規程の一部改正及び制定について 議案第4号 八戸学院短期大学の名称変更について 議案第5号 法人遊休資産の処分について 議案第6号 湊高台土地の購入について 議案第7号 社会福祉法人設立について 議案第8号 イノベーションプログラム（基金）決算・予算について 議案第9号 理事・評議員および学院主の辞任について	10人
9月23日	議案第1号 本法人幼稚園の名称変更について 議案第2号 学校法人光星学院寄附行為の一部改正について 議案第3号 八戸学院短期大学学則の一部改正について 議案第4号 八戸学院短期大学附属幼稚園園則の一部改正について 議案第5号 八戸学院短期大学附属幼稚園聖アンナ園則の一部改正について 議案第6号 八戸学院短期大学附属幼稚園第二しのめ園則の一部改正について	9人
11月25日	議案第1号 平成28年度補正予算について	9人
2月24日	議案第1号 学校法人光星学院寄附行為の一部改正について 議案第2号 八戸学院大学学則の一部改正について 議案第3号 八戸学院光星高等学校学則の一部改正について 議案第4号 八戸学院野辺地西高等学校学則の一部改正について 議案第5号 八戸学院短期大学附属幼稚園園則の一部改正について 議案第6号 八戸学院短期大学附属幼稚園聖アンナ園則の一部改正について 議案第7号 八戸学院短期大学附属幼稚園第二しのめ園則の一部改正について 議案第8号 規程の一部改正について	9人

	<p>(1)学校法人光星学院運営組織規程 (2)学校法人光星学院運営組織事務分掌細則 (3)学校法人光星学院監査室規程 (4)学校法人光星学院就業規則 (5)学校法人光星学院事務決裁規程 (6)学校法人光星学院危機管理規程 (7)学校法人光星学院経理規程 (8)学校法人光星学院固定資産および物品管理規程 (9)学校名変更に伴う規程の一部改正について (10)学校法人光星学院運営組織規程の改正に伴う規程の一部改正について</p> <p>議案第9号 八戸学院光星高等学校校長の異動に係る校長候補者の推薦について</p> <p>議案第10号 八戸学院野辺地西高等学校校長の異動に係る校長候補者の推薦について</p> <p>議案第11号 認定こども園について</p> <p>議案第12号 弓道場の建設について</p>	
3月24日	<p>議案第1号 平成29年度事業計画について</p> <p>議案第2号 平成29年度当初予算について</p> <p>議案第3号 理事・評議員の改選について</p> <p>議案第4号 学校法人光星学院初任給、昇給、昇格等に関する施行細則の一部改正について</p> <p>議案第5号 八戸学院短期大学ライフデザイン学科の将来構想について</p> <p>議案第6号 平成30年度学納金について</p>	9人

平成25年4月に設置した教育部門長会議を、平成25年6月から常任理事会へ発展させた。メンバーは常任理事5名（理事長、事務局長、大学学長、高等学校長、幼稚園長）と教育部門長（短大学長、高等学校長、幼稚園長2名）であり、教学部門の情報交換の機会、討議の機会を拡充した。平成28年度の常任理事会は、4月から3月まで計12回開催され、理事会に上程する案件の審議や各施設の状況報告、情報交換等を行った。

理事長は「日本私立短期大学協会」常任理事および東北支部理事、「短期大学基準協会」評議員、「私立短期大学教育振興会」理事を務めていることから、本学学長が入手する情報の他にも、重要な情報を随時適切に収集している。また、県内他短期大学の動向なども人的交流の中で収集し、本学の将来構想に生かし、理事会・常任理事会等で報告して理解を得ている。

八戸学院短期大学学則（以下、「学則」）と本学運営に関する規程である「学校法人光星学院運営組織規程（諸規程集）」は、理事会で決している。

法人および本学運営に必要な規程の整備状況（抜粋）は、次のとおりである。

①学校法人光星学院寄附行為

- ②学校法人光星学院寄附行為施行細則
- ③学校法人光星学院運営組織規程
- ④学校法人光星学院運営組織事務分掌細則

(b) 課題

理事および評議員については、平成28年度、適正な定数に変更した。他に特段の課題はない。

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

理事長のリーダーシップは十分に発揮されている。法人の管理運営体制も確立されており、特段の問題はない。

[基準Ⅳ-Aの提出資料]

- ・ 学校法人光星学院寄附行為

[基準Ⅳ-Aの備付資料]

- ・ 学校法人光星学院理事会議事録 [平成26年度] ～ [平成28年度]
- ・ 諸規程集
- ・ 学校法人光星学院ウェブページ「情報公開」

<http://kosei.hachinohe-u.ac.jp/kg/management/>

基準IV-B 学長のリーダーシップ

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a) 現状

学長は「憲法」および「教育基本法」の精神を尊び、学識に優れ、学問および教育に熱意を有する者である。建学の精神を深く理解し、教育行政に関して識見を有しており、教育・研究・地域貢献の推進を継続するとともに、短期大学教育の向上・充実に向けて努力している。

学長は「八戸学院大学・八戸学院短期大学学長選考規程（諸規程集）」に基づいて選考、任命されている。平成27年2月24日開催の理事会において学長外崎充子の再任（第2期）が承認された。

学長は教育運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を斟酌して最終的な判断を行っている。定期的に学科長会議を開催して3学科長との情報交換を行い、教員や学生の指導に当たり、学習成果の獲得・向上に努め、本学の運営にリーダーシップを発揮している。

平成25年4月学長に就任して以来、自己点検・評価委員長を兼務し、「自己点検・評価」と学内の「改善・改革」とを直接繋げ、PDCAサイクルによる実践をもって、教学運営の迅速な遂行に努めている。

また、同時期より重点目標に「地域貢献」を掲げ、平成26年度は全教員の報告書をもとに「地域貢献賞」を設定して授与するなど、学内の士気向上を図った。さらに、平成26年度以降の自己点検・評価活動において、新たに「自己点検・評価個人シート」の提出を求めて各教員の教育・地域貢献活動を集約し、「学長総括シート」を作成した。その内容は自己点検・評価報告書にも記載され、次年度の課題周知に繋がった。

学長は学長就任以来、中長期目標として、授業の充実、実習の厳正、品格の向上を掲げ、学生の自主性の涵養を図る具体的な事業を展開している。これまでの活動の成果は本報告書（「平成28年度自己点検・評価報告書」）に記載されている。

また、平成29年4月より校名を「八戸学院大学短期大学部」に変更するに当たり、平成28年11月に在学生・保護者・外郭団体への周知を滞りなく終了した。

本学における教学運営体制の審議機関として、「八戸学院大学・八戸学院短期大学運営会議」（以下、「大学運営会議」）と「八戸学院短期大学教授会」（以下、「教授会」）があり、いずれも学則ならびに会議規程にその審議事項が定められている。

なお、学長は教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

<八戸学院大学・八戸学院短期大学運営会議>学則第38条

- (1) 教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 教授会の審議に関する基本的、共通的事項
- (4) 各種分掌の組織および分掌内容に関する事項
- (5) 学則・諸規程の制定・改廃および運用に関する事項
- (6) その他、学長が必要と認めた重要事項

＜八戸学院短期大学教授会＞学則第39条

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 前号にかかわる教育及び指導に関する事項
- (3) 研究活動に関する事項
- (4) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
- (5) 学生の休学、退学、転学および復学等に関する事項
- (6) 試験および学業成績に関する事項
- (7) 学生の生活指導および賞罰に関する事項
- (8) その他、学長が必要と認めた事項

大学運営会議は、学則第38条第2項に基づいて八戸学院大学と八戸学院短期大学における全学的な事項を審議する機関である。大学運営会議規程第2条に基づき、両学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、各センター長、大学評価統括本部長、付置機関の施設長、事務局学務部長で構成されている。大学運営会議規程第3条に基づいて毎月1回開催し、大学運営会議の審議結果は学長からそれぞれの教授会において報告されている。

平成28年度の開催状況は次のとおりである。

表IV-B-1 平成28年度 大学運営会議開催状況

開催日	審議案件
平成28年4月27日	(1)平成29年度「地域みらい人材育成奨学金」の出願要件等について
5月25日	情報共有を行った
6月22日	(1)研究活動等の不正行為に係る調査委員会設置要領の制定について
7月27日	情報共有を行った
9月28日	(1)八戸学院大学健康医療学部看護学科「公衆衛生看護学分野」教員採用について (2)八戸学院短期大学転科に関する規程の改正について (3)八戸学院大学・八戸学院短期大学研究活動等の不正行為に係る調査委員会の設置要領について
10月26日	(1)八戸学院大学修学奨励生規程の一部改正について (2)八戸学院短期大学修学奨励生規程の一部改正について
11月24日	情報共有を行った
12月21日	(1)八戸学院大学健康医療学部看護学科「精神看護学分野」教員採用について (2)短期大学名称変更に伴う付置機関の名称変更について (3)八戸学院大学・八戸学院短期大学における国民年金保険料の学生納付特例申請に関する事務取扱規程の制定について
平成29年1月25日	(1)八戸学院大学教員採用について（ビジネス学科） (2)八戸学院大学教員の昇任について（ビジネス学科・人間健康学科） (3)八戸学院大学ビジネス学部教員採用に伴う教員公募について

	(4) 八戸学院短期大学校名変更等に伴う諸規程の改正について (5) 八戸学院大学諸規程の改正について (6) 3つのポリシー改訂について (7) 質保証の取り組みについて
2月22日	(1) 八戸学院短期大学教員採用について (幼児保育学科) (2) 八戸学院大学教職課程申請に伴う学則の改正について (3) 諸規程の改正について (4) 八戸学院大学教職課程履修規程の改正について (5) 教育の内部質保証の取り組みについて (6) 懲戒処分に関わる申合せ事項について (7) 八戸学院大学・八戸学院短期大学と青森明の星短期大学との連携・交流に関する協定締結について
3月22日	(1) 平成29年度客員教授等の委嘱について (2) 諸規程の改正について (3) 大学ビジネス学部「教育学」教員採用について

教授会は、「八戸学院短期大学教授会規程（諸規程集）」（以下、「教授会規程」）に基づいて毎月1回開催されている。教授会規程第2条第2項第1号に基づき、教授のほかに准教授、講師、助教その他の教職員をもって構成され、教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

学長は年度初めの教授会において、「建学の精神」「教育理念」「教育目的」「教育目標」「三つの方針」「学長方針」「事業計画」を周知しており、すべての教員はこれらを認識している。また、毎回の教授会において大学運営会議の内容を周知し、折りに触れて「学長方針」と現在の課題を伝えている。

学長は自ら精力的に教員に働きかけ、学習成果を獲得するための助言を教授会において行っている。

教授会の下には各種委員会があり、それぞれ委員会規程に基づき審議事項、構成などが規定されており適切に運営されている。

平成28年度の教授会開催状況は次のとおりである。

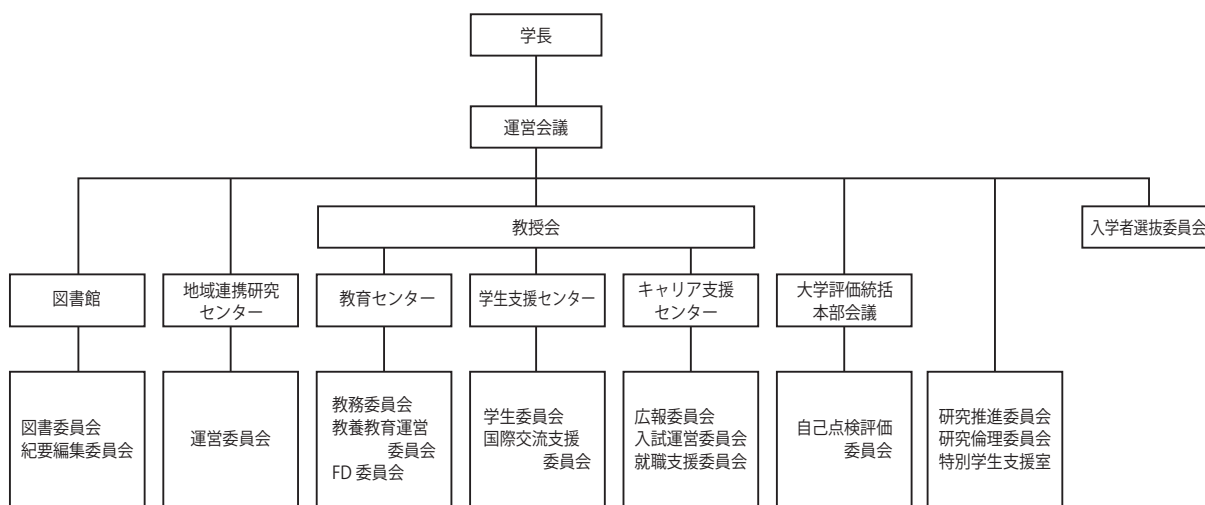
表IV-B-2 平成28年度 教授会開催状況

開催日	審議案件
平成28年4月1日	(1) 学籍異動について (2) 平成28年度特待生について
4月21日	(1) 学籍異動について (2) 八戸工業大学と単位互換協定について
5月26日	(1) 既修得単位等の認定について
6月16日	情報共有を行った
7月21日	(1) 担当教員変更について

9月15日	(1)学籍異動について (2)修了判定及び前期卒業判定について
10月18日	(1)学籍異動（除籍再審）について (2)学籍異動（転科）について (3)転科者の単位認定について (4)科目等履修生について
11月17日	(1)学籍異動（除籍）について (2)「学内全面禁煙化」に関する学生支援センターによる提案について
12月15日	(1)学籍異動（退学）について (2)学則第58条懲戒の種類に関する申合せ事項（案）について
平成29年1月19日	(1)学籍異動（退学）について (2)学則第58条懲戒の種類に関する申合せ事項（案）について
2月16日	(1)学籍異動（退学）について (2)平成29年度非常勤講師について
2月28日	(1)平成28年度卒業判定および修了判定について
3月17日	(1)学籍異動について (2)平成29年度学事暦・時間割(案)について (3)平成29年度非常勤講師について

大学運営会議の議事録は教学事務室（八戸学院大学管理棟）に、教授会の議事録は本学事務室に保管している。

本学では、教授会の下に3つのセンターと8つの委員会が設置されている。各委員会は、それぞれ設置規程に基づいて適切に教学運営に当たっている。委員会の内容は次のとおりである。



図IV-B-1 委員会組織図

各委員会は、その審議事項、決定事項について会議録を作成するとともに、教授会の審議に上程し、もしくは報告をしている。各種委員会の会議録は、大学と合同のものは教学事務室（八戸学院大学管理棟）に、本学単独のものは本学事務室に保管している。以上の通り、学長は、教授会、各種委員会等を規程に基づいて適切に運営している。

平成26年度に課題であった、ライフデザイン学科・看護学科の汎用的学習成果の測定および評価資料の蓄積と分析は、両学科とも着実に実施されている。また、汎用的学習成果について入学時に説明し、在学中に社会人基礎力を自ら進んで身に付けるよう丁寧に指導している。

(b) 課題

平成28年度は短期大学基準協会の第三者評価を受審し、学内体制が整備され、機能が強化された。また、本学はライフデザイン学科の大学への校舎移転、幼児保育学科の校舎増築、看護学科の大学学部化などこれまで変革に取り組んできた。平成29年4月には八戸学院大学短期大学部と校名を改めた。

着々と進む外部変革に対し、内部も変革を目指して課題に取り組むことの必要性を感じ、28年度後半は学科会議、学科長会議、教授会を経て、「教育の内部質保証」に取り組むことが決定された。平成29年度は「教育の内部質保証」を重点目標に掲げ、具体的な取組みに入る。

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの改善計画

学長はリーダーシップを発揮し、本学の教学運営を適切に遂行している。平成29年度は、重点目標の『教育の内部質保証』を全教職員に求めていく。

[基準Ⅳ-Bの提出資料]

- ・ 八戸学院短期大学学則

[基準Ⅳ-Bの備付資料]

- ・ 自己点検・評価個人シート
- ・ 諸規程集
- ・ 教授会議事録 [平成26年度] ～ [平成28年度]
- ・ 各学科の会議録 [平成26年度] ～ [平成28年度]
- ・ 地域貢献報告書
- ・ 八戸学院大学・八戸学院短期大学運営会議議事録 [平成28年度]

基準IV-C ガバナンス

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 現状

監事は寄附行為第7条に基づいて、本法人の理事、職員または評議員以外から、評議員会ならびに理事会の同意を得て選出している。平成28年度は金融機関役員、他学校法人理事経験者、公認会計士の3名体制で監事会を定期開催し、業務監査・会計監査を実施した。業務は書類監査に止まらず、理事会および評議員会への出席のほか、役員懇談会、主管部の部課長との面談、法人主催の各種イベント等での意見収集、情報交換を行っている。

法人の業務および財産に関する監事監査は寄附行為第8条に基づき、計算書類および財産目録の適合性の監査を実施し、公認会計士による会計監査報告会、決算報告の理事会・評議員会において意見を述べている。平成28年5月25日の理事会において、監事より、法人の業務に関する決定および執行は適正で、財産目録および計算書類は財産の状況を正しく表示しており、不正な行為または法令・寄附行為に違反する重大な指摘はないと説明があった。

(b) 課題

特段の課題はない。

基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

(a) 現状

評議員数に関して、本法人の規模に対する適正な定数を検討し、平成27年度に寄附行為変更認可申請を行なって、寄附行為第5条を「理事8人～11人」に、また第17条を「評議員会は17人～23人」に変更し、平成28年6月1日より評議員数を21人としている。評議員の内訳は、内部理事および教職員7人、法人の設置する学校を卒業した者7人、外部理事および学識経験者7人である。

評議員会は私立学校法第42条に従い、寄附行為第19条に次のように定め、適正に開催されている。

(諮問事項)

第19条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担または権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(b) 課題

特段の課題はない。

基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。**(a) 現状**

「経営改善計画」（平成22年度から平成26年度までの5ケ年計画）は、平成26年7月に「経営改善状況報告書」を提出したことで完了し、改善状況は順調であると評価された。平成27年度の基本金組入前当年度収支差額（旧基準の帰属収支差額）は過年度償却や借入金繰上返済に係る違約金負担等の特殊要因により1億円以上経費が嵩み、マイナス9,200万円であったが、この特殊要因を除けば2期連続実質プラスといえる。平成28年度は、学生生徒等納付金の減少と補助金減少等により、基本金組入前当年度収支差額はマイナス9,500万円となった。大学看護学科完成年度となる平成31年度以降はプラスに転じる見込みである。

本学単体の収支差額は平成27年度の1億2,600万円から、平成28年度は収支悪化してマイナス1,500万円となった。これはライフデザイン学科の学生減少と看護学科募集停止による補助金減少が影響したものである。

予算編成は、毎年1月に各学科・各センター・各種委員会ごとに事業計画と予算案を策定し、これに基づき総務部が中心となって各施設の担当部署と協議を重ね、2月に法人全体の予算案を作成し、3月の評議員会での意見聴取後、理事会で決定している。年度内でやむを得ない事由による予算の追加、その他変更を必要とするときは、予算の補正を行っている（通常の時期は11月あるいは12月）。決定した予算（補正予算も同様）は、理事長から各施設長宛てに通知している。

予算の執行（日々の会計処理）は「学校法人光星学院経理規程（諸規程集）」「学校法人光星学院経理規程施行細則（諸規程集）」に基づき、各施設の経理担当部署において指定日ごとに支払表を作成し、総務部が取りまとめ、元帳に記帳処理する。払出・振込の決裁は総務部長、事務局長を経て理事長が行い、総務部が全施設分を一括で処理している。月次試算表は総務部が毎月作成のうえ、金融機関別預金表とともに理事長に報告している。資産および資金の管理・運用はすべて理事長決裁である。有価証券等の運用については、「学校法人光星学院資産運用規程（諸規程集）」に基づき、常任理事会の審議を経る手順となっている。

財産目録・計算書類等は会計年度終了後2ヶ月以内に総務部が案を作成し、監事による監査および公認会計士による監査を受け、理事会に上程して承認を受けた後、評議員会に報告している。公認会計士による会計監査終了後、理事長・常務理事・監事および事務局幹部出席の下、公認会計士からの報告会（講評）や、公認会計士、監事および監査室員による情報交換会を実施しており、指摘事項等については事務連絡協議会や事務部門長会議で再確認し、各部署で持ち帰り適正化に努めている。

平成19年度から開始したイノベーションプログラム（基金）の資金使途は、ハード面では校舎建設やグラウンド整備、ソフト面では教育研究費への補助、東日本大震災で被災した法人内教職員、園児、生徒、学生への義援金等となっており、平成28年度は教職員向けの教育研究費補助や体育館改装、備品購入等に活用した。

学校教育法施行規則による教育情報の公表および私立学校法による財務情報の公開については、それらの情報をホームページに掲載し、情報公開している。

(b) 課題

ガバナンスについては関係法令・寄附行為・学院諸規程等に基づき適切な管理運営がされており、特に課題はない。

基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

手続や規程等の管理・運用についての問題はないが、財務状況の向上が法人の課題である。園児・生徒・学生数に見合った効率の良い経費支出や設備投資の効率的な配分実施による支出削減を行うとともに、収入増のために改組（看護学科の四年制大学化）や系列校との高大連携などの諸施策をもって、学生募集に取り組んでいる。現在は、法人一体となった改革の最中にある。今後はキャンパス施設（図書館、学生食堂）の利便性向上や、留学支援強化などを学生募集の戦略とすべく、大学運営会議、常任理事会で協議していく。

[基準Ⅳ-C の提出資料]

- ・ 学校法人光星学院寄附行為

[基準Ⅳ-C の備付資料]

- ・ 学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）「研究等補助金交付申請に係る公募要項」
- ・ 公認会計士による監査の講評の資料
- ・ 学校法人光星学院理事会議事録 [平成26年度] ～ [平成28年度]
- ・ 諸規程集
- ・ 学校法人光星学院ウェブページ「情報公開」
<http://kosei.hachinohe-u.ac.jp/kg/management/>
- ・ 会計監査報告書 [平成26年度] ～ [平成28年度]
- ・ 評議員会議事録 [平成26年度] ～ [平成28年度]
- ・ 経営改善計画（平成22年度から平成26年度までの5ヶ年計画）、経営改善状況報告書
- ・ イノベーションプログラム会計報告書

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

理事長および学長の本学の管理運営体制に問題はなく、十分リーダーシップが発揮されている。看護学科が四年制大学へ移行し、2学科になった短大の今後について、大学運営会議や常任理事会で検討を開始している。法人の創立60周年を見据え、平成28年度～29年度の2年間で60周年関連事業実施の年と位置付けて、平成27年度に準備委員会を設置し、記念式典、記念ミュージカル等の実施を目指した活動を指揮している。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
特になし。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。
特になし。